令和８年９月２４日

海津市議会議長　　里雄 淳意　様

海津市議会議員　　近澤　美佳子

令和 8 年 9 月 24 日
午前・~~午後~~ 9 時 50 分　受領

発　言　通　告　書	
発　言　の　種　別	討　論
発　言　の　要　旨 （討論の場合は、反対・賛成の別を記載する）	発議第３号　非核三原則の堅持を求める意見書について 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に踏まえ、現実的な抑止力の確保、タブーなき議論の必要性、及び防衛体制の強化の観点から、本意見書に反対する。（詳細は別紙のとおり）
答弁を求める者	
上記のとおり通告します	

海市議 第126号 -8.9.24 受付
分類 永・10・5・3・1・常 海津市議会

発議第3号「非核三原則の堅持を求める意見書」に対する反対討論

まず初めに、本市が「非核平和都市宣言」を掲げ、恒久平和を願い、これを大切にしてきた思いや理念につきましては、私も深く理解し、尊重するものであります。平和を願う心そのものには、何の異論もございません。

しかしながら、国に対して「非核三原則の堅持」のみを求める本意見書に対しましては、現在の我が国を取り巻く厳しさを増す安全保障環境、そして市民・国民の生命と平和な暮らしを守り抜くという現実的な観点から、賛同することはできません。以下、主な反対理由を３点述べさせていただきます。

第１に、「現実的な抑止力の確保」という観点です。 現在、我が国周辺においては、核兵器を保有する隣国の軍備増強やミサイル技術の向上など、安全保障上の脅威が急速に高まっております。このような情勢下において、非核三原則を将来にわたり一切の例外なく硬直的に維持し続けることは、同盟国である米国による「核の傘」、すなわち「拡大抑止」の実効性を自ら制約することになりかねません。これは、結果として我が国の防衛上のリスクを高め、地域の安定を損なう懸念が存在いたします。

第２に、「安全保障に関する議論の必要性」です。 国家の独立と国民の安全を守り抜くためには、情勢の変化に応じた柔軟かつ現実的な検討が不可欠です。いわゆる「核共有（ニュークリア・シェアリング）」や非核三原則の運用のあり方を含め、いかなる選択肢も最初からタブー視することなく、国会や国民の間で多角的な議論を深めていくことこそが重要であると考えます。意見書によって非核三原則を固定化・絶対視することは、こうした必要な議論の機会を閉ざしてしまうことになりかねません。

第３に、「防衛体制の強化による平和の維持」です。 真の平和は、単なる理念の表明や願望のみで達成できるものではなく、裏付けとなる現実的な抑止力・防衛力があってこそ維持されるものです。憲法論議の推進や自衛体制の飛躍的な強化など、実効性のある防衛力を整えていくことこそが、抑止力を高め、戦争を未然に防ぐ道であると確信しております。

以上の通り、我が国の安全保障環境が劇的に変化する中で、非核三原則の堅持のみを国に求めることは、必ずしも我が国の国益および市民の安全確保につながるものとは言えません。

よって、発議第３号「非核三原則の堅持を求める意見書」には反対であることを強く申し上げ、私の反対討論といたします。